

平成31年3月19日  
生涯学習課企画情報係  
内線 4663

## 群馬県自然史博物館組織規則の一部を改正する規則について

### 1 改正理由

組織改正に伴う係体制の変更

### 2 改正内容

自然史博物館の「学芸係」を「地学研究係」と「生物研究係」に改め、総務係、教育普及係、地学研究係、生物研究係の4係制とする。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

### 4 その他

博物館法第19条により、博物館等は教育委員会の所管とする旨規定されています。平成20年度から、近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館の管理運営について、知事部局の生活文化スポーツ部長に事務委任したところですが、条例・規則の制定や改廃については教育委員会の所管となっています。